

豊明市災害廃棄物処理計画

平成31年3月
(令和2年10月改定)
豊明市

目 次

第1章	総論	1
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の性格等	1
第3節	位置付け	2
第4節	対象とする廃棄物及び業務	3
第5節	想定する災害とその被害の概要	3
第6節	計画の検証・見直し	3
第2章	災害廃棄物処理に関する基本方針	5
第1節	基本方針	5
第2節	組織体制及び連絡体制	6
第3節	協力体制	9
第3章	災害廃棄物等の処理	11
第1節	災害廃棄物の発生量推計	11
第2節	仮置場の配置計画	12
第3節	仮置場の運用計画	13
第4節	災害廃棄物の処理	17
第5節	生活ごみ等の処理	23
第6節	適正処理が困難な廃棄物の処理	24
第7節	貴重品及び思い出の品の取扱い	30
第8節	し尿の処理	31
第4章	広報	34
第1節	情報の収集	34
第2節	住民への広報	34
資 料		36

第1章 総論

第1節 計画策定の目的

大規模地震等による災害は、がれき等や水害特有の廃棄物が大量に発生するとともに、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難であり、地震の発生に伴う建物等被害からのがれきや避難所からのごみ・し尿問題などに対して、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

災害については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、想定外の大地震が発生し、本市においても南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、こうした災害から発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う必要がある。

また、環境省は、東日本大震災の経験と知見を踏まえて、平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」で、災害時の廃棄物処理を迅速に進めるために、事前の対策を可能な限り講じておくことの重要性を示している。

豊明市災害廃棄物処理計画は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）及び豊明市地域防災計画（平成30年2月）と整合を図りながら、市民の安心・安全な生活環境を守り、本市の復旧・復興へ寄与することを目的として策定するものである。

第2節 計画の性格等

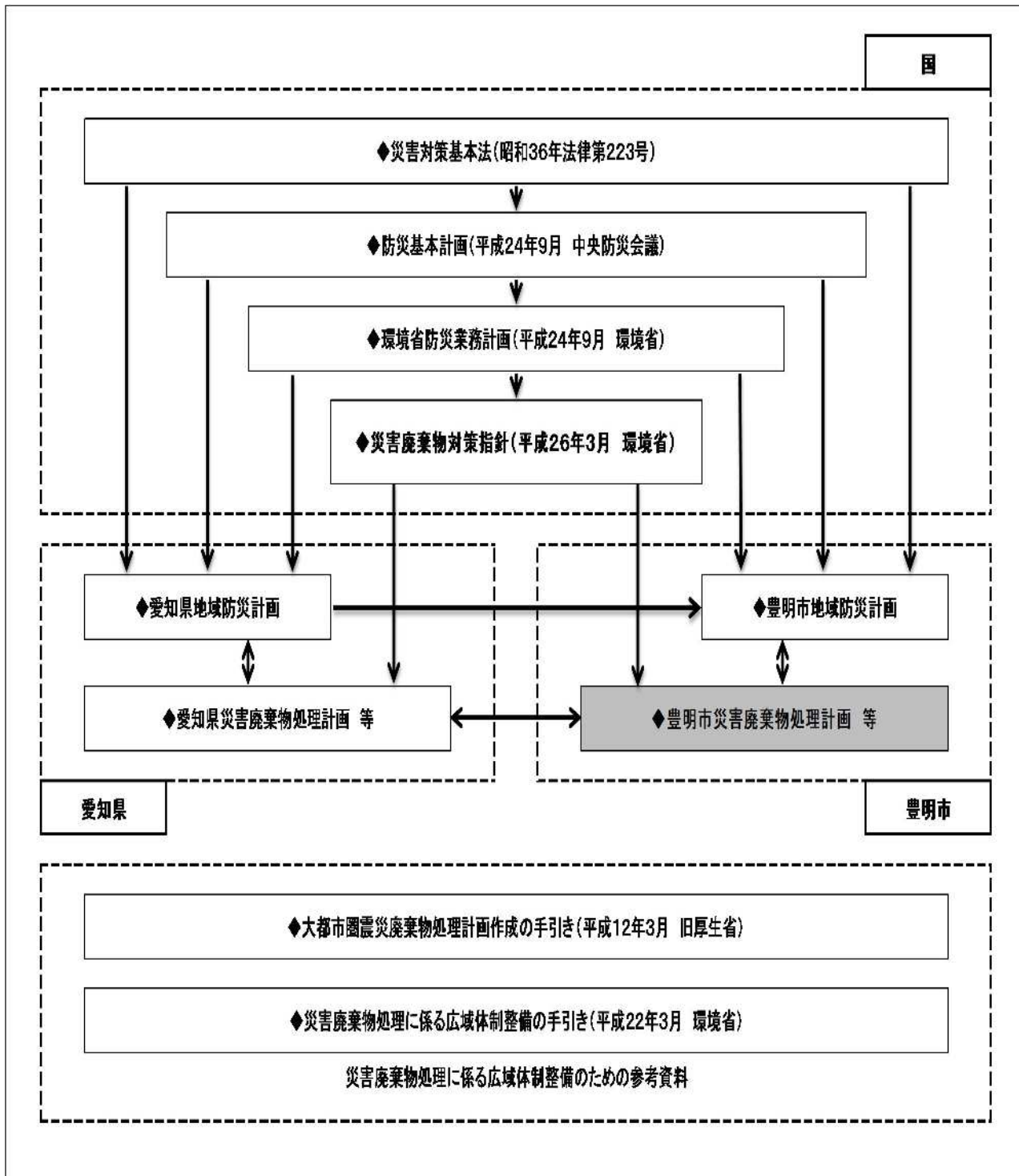
本計画は、豊明市の市域に係る災害廃棄物処理に関し、市が行う業務についてその基本方針を示した災害廃棄物処理に関する基本的な計画である。本計画策定後、速やかに所管課を中心として、本計画に基づいた業務実施マニュアルを作成するものとする。

また、災害時には、豊明市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）等から収集・報告される各種情報と、本計画及び業務実施マニュアル等に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

第3節 位置付け

災害廃棄物処理に係る法令及び計画等の関係は、図1のとおり。

図1 災害廃棄物処理に係る法令及び計画等の関係



第4節 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害の発生により特に平常時と異なる対応が必要と思われる地震による震災廃棄物及び水害による水害廃棄物で次のものとする。

- (1) がれき 損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等（燃え殻含む）
- (2) 粗大ごみ 災害により一時的に大量に発生した廃家具類、廃家電等
- (3) 生活ごみ 災害により発生した生活ごみ
- (4) 適正処理困難物 廃石綿が混入した廃棄物、PCB、感染性廃棄物等適正処理が困難な廃棄物
- (5) し尿 避難収容施設等の仮設トイレ等からのくみ取りし尿

第5節 想定する災害とその被害の概要

本計画で対象とする災害は、地震災害、風水害及びその他の自然災害とする。また、地震災害については、南海トラフで発生するプレート境界型の地震（本市に最も被害が大きくなるケース）を想定震源とし、地震の規模はマグニチュード9.0とする。

地震災害における本市の被害想定は、次のとおり。

震度、建物被害、死者数

最大震度	建物棟数	揺れによる建物被害（棟）		液状化による建物被害（棟）	死者数(人)
		全壊	半壊	全壊	
6強から6弱	18,428	900	3,048	40	60

※参考：豊明市地域防災計画

第6節 計画の検証・見直し

本計画の策定後も、次に示す場合など、状況の変化に応じて随時検証及び見直しを行う。

- (1) 関係法令や国の指針の改訂があった場合。
- (2) 豊明市地域防災計画、愛知県災害廃棄物処理計画等の本計画策定の前提となっている諸条件に大きな変更・見直しがある場合。
- (3) 業務実施マニュアル等の作成、研修等を通じて、本計画の内容の变

更が必要と判断された場合。

- (4) 他市町村における災害の事例等により、新たな知見が得られた場合。

第2章 災害廃棄物処理に関する基本方針

第1節 基本方針

災害廃棄物は、次の基本方針に従い処理する。

- (1) 衛生的な処理
災害時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に大量に発生する生活ごみ及びし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応する。
- (2) 迅速な対応及び処理
生活衛生の確保及び地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は、時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。
- (3) 計画的な対応及び処理
災害により一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、処理体制の確立、仮置場の適正配置等により災害廃棄物を効率的に処理する。発災時は、災害対策本部等から伝達される各種情報、本計画等に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (4) 環境に配慮した処理
災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に廃石綿が混入した廃棄物、PCB、冷蔵庫等フロン使用廃製品、化学物質、感染性廃棄物等の飛散、流出防止対策など有害廃棄物への対策を実施する。
- (5) 再利用及び再資源化の推進
災害時に大量に発生する災害廃棄物の再利用及び再資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においても再利用及び再資源化を推進する。
- (6) 安全作業の確保
災害時の清掃業務は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入等に伴い、発生ガスによる火災や感染症の発生等が想定されるため、二次災害の発生を防止し、作業の安全性の確保を図る。

第2節 組織体制及び連絡体制

1 組織体制

豊明市地域防災計画に基づき、災害対策本部の中に設置される環境班を中心として災害廃棄物対策を行う。

災害廃棄物処理は、発災後の応急対応から復旧・復興に至るまで長期にわたる上、多数の人員による取組となる業務であることから、必要に応じて応援職員を動員して臨時の体制を組織する。

組織体制は図2のとおりとし、環境班の各担当の業務概要は、表1に示すとおりである。

図2 組織体制

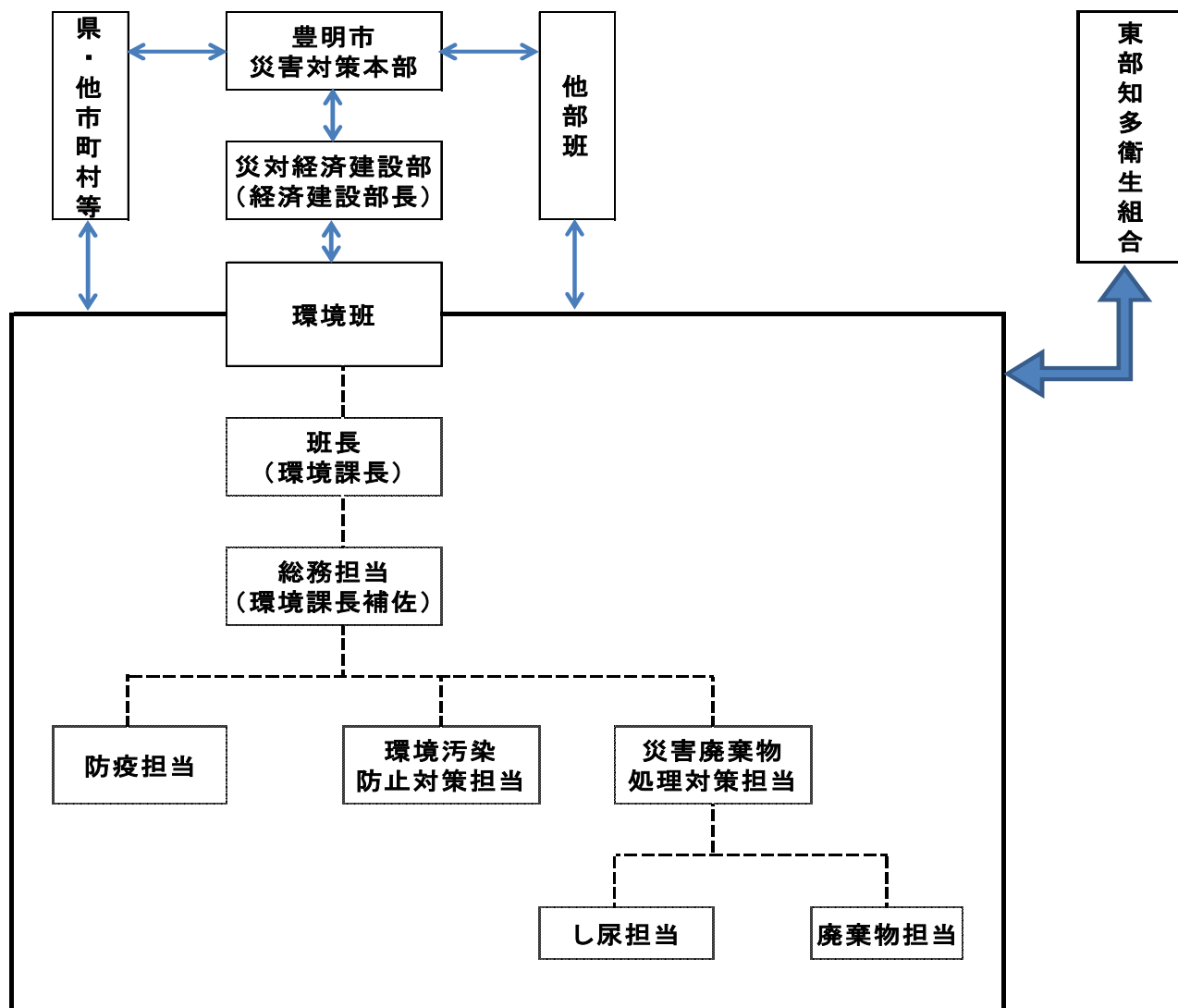


表 1 環境班の各担当の業務概要

役 割	担 当		主な業務概要
班 長	環境課長		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の統括責任者 ・災害対策本部との連絡調整 ・災害廃棄物対策全体の進行管理及び調整並びに指示及び命令 ・東部知多衛生組合との連絡調整
総務担当	課長補佐		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策に必要な業務の把握並びに担当及び他部班への業務分担 ・各班、各担当との連絡調整 ・職員参集状況の確認及び人員配置
防疫担当	担当職員		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に係る消毒等 ・仮設トイレ及びマンホールトイレの早期における設置 ・被災地の衛生状態保持のための清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置
環境汚染防止対策担当	担当職員		<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染事故の把握
災害廃棄物処理対策担当	し尿担当	担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿発生量の推計及び把握 ・し尿の収集運搬の管理 ・委託業者等との連絡調整及び委託契約 ・し尿収集方法等の住民への広報
	廃棄物担当	担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物量の推計及び把握 ・災害廃棄物の収集運搬の管理 ・災害廃棄物処理の連絡調整 ・仮置場の確保、開設、管理及び分別の指導 ・委託業者等との連絡調整及び委託契約 ・廃棄物の分別、処理方法等の住民への広報

2 連絡体制

- (1) 災害対策本部への連絡調整
災害発生時の指示及び命令は班長が行い、各担当からの報告、連絡、調整等は班長へ集約し、経済建設部長を通じて災害対策本部に報告する。
- (2) 災害対策本部からの連絡調整
災害対策本部からの報告、連絡、要請等は、経済建設部長を通じて班長が報告を受ける。
- (3) 各部班との連絡調整
総務担当は、災害廃棄物の処理を進める上で必要な事項について災害対策本部の各部班と連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。
- (4) 東部知多衛生組合との連絡調整
班長は、東部知多衛生組合と連絡をとり、被害状況、処理施設の稼働状況、受入状況等を確認し、及び災害廃棄物の処理を進める上で必要な事項についての情報交換、対策の調整等を行う。
- (5) 県との連絡調整
班長及び総務担当は、災害発生後直ちに尾張県民事務所及び愛知県環境部資源循環推進課と情報交換を行い、各担当を通じてごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、尾張県民事務所を通じて愛知県環境部資源循環推進課に報告する。
- (6) 近隣市町との連絡調整
班長及び総務担当は、近隣市町廃棄物関連部署と連絡をとり、情報交換を行う。
- (7) 関係団体、廃棄物処理業者等との連絡調整
班長及び総務担当は、協定を締結している関係団体等と連絡をとり、情報交換及び対応方針の調整を行う。民間委託業者等との個別の情報交換及び連絡調整は、各担当が行う。

第3節 協力体制

1 協力体制

本市単独での対応が困難な場合には、県、他市町村、関係団体等に支援を求めるとし、支援の要請及び受入れの連絡調整は、班長及び総務担当が窓口になり行う。

班長は、各担当からの報告により支援の必要性を把握するとともに要請内容を整理し、経済建設部長を通じて災害対策本部に報告する。災害対策本部は、豊明市地域防災計画に基づき必要な応援要請を行うこととする。

現在締結されている他市町村、関係団体等との応援協定のうち、災害廃棄物の処理に係るものは、次のとおりである。

- (1) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定
締結年月日：平成26年1月1日
協定締結先：愛知県、愛知県内の市町村及び一部事務組合並びに愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者
内 容：災害の発生に起因して一般廃棄物の収集若しくは運搬に支障が生じた場合又は一般廃棄物処理若しくは下水処理に支障が生じた場合に相互応援を行うもの

- (2) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定
締結年月日：平成25年10月25日
協定締結先：一般社団法人愛知県産業廃棄物協会
内 容：災害時に生じた廃棄物の処理について協力を要請することが出来ることとしたもの

- (3) 豊明市地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定
締結年月日：平成25年5月30日
協定締結先：トヨタケユニティ株式会社
内 容：一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集・運搬委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集運搬の支援協力をトヨタケユニティ株式会社に要請するもの

- (4) 豊明市地震等大規模災害時の仮置場における分別指導等の協力に関する協定

締結年月日：令和2年3月3日

協定締結先：株式会社中西

内 容：資源回収運搬業務委託及び資源処分業務委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集運搬並びに仮置場における分別指導の支援協力を株式会社中西に要請するもの

- (5) 災害発生時における防疫活動の協力に関する協定

締結年月日：令和2年3月3日

協定締結先：公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

内 容：地震等大規模災害が発生した場合における防疫活動の協力を要請することが出来ることとしたもの

第3章 災害廃棄物等の処理

第1節 災害廃棄物の発生量推計

1 災害廃棄物の発生量

地震災害における災害廃棄物の発生量は、豊明市地域防災計画及び愛知県災害廃棄物処理計画において次のとおり示されている。

(1) 豊明市地域防災計画における災害廃棄物発生量推計

可燃物	不燃物	合計体積
53,830 m ³	77,336 m ³	131,166 m ³

※理論上最大モデル

(2) 愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物発生量推計

選別前			
災害廃棄物	可燃物	不燃物	津波堆積物
	76,148 t	12,244 t	
	22,262 m ³	43,178 m ³	



選別後					
可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂
9,050 t	13,967 t	1,067 t	47,933 t	4,132 t	0 t

※参考：愛知県災害廃棄物処理計画

尾張地域災害廃棄物対策担当者会議資料（平成27年8月 愛知県）

※端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

※過去地震最大モデル

第2節 仮置場の配置計画

1 配置方針

- (1) 仮置場は、市民仮置場及び一次仮置場を設置し、必要に応じて二次仮置場を設置する。

市民仮置場については、災害の規模や本市の災害廃棄物処理の状況に応じて、生活域近辺の公園、緑地、グラウンド等に一時的に設置する。

一次仮置場については、豊明市地域防災計画において予定施設とされている勅使グラウンドに設置することとする。

一次仮置場予定施設

施設名	住所	面積
勅使グラウンド	豊明市沓掛町勅使1番地1	約42,995㎡

- (2) 二次仮置場については、住民の避難場所、仮設住宅建設場所等の確保を優先的に行った後、災害廃棄物の発生状況等から必要と判断される場所（必要面積）を、公共用地を中心として計画的に選定、確保するものとするが、民間の施設（廃棄物処理施設）の活用も検討する。

また、一次仮置場の必要面積が前号に示す施設では不足する場合についても、同様とする。

- (3) 市民仮置場は、車両通行路の確保、個人の生活環境の確保・復旧等のため、道路等の散乱物及び被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、一次仮置場、二次仮置場、処理施設等へ運搬する前に、分別及び保管する場所とする。

- (4) 一次仮置場は、個人の生活環境の確保・復旧等のため、被災家屋等から発生する災害廃棄物を仮に集積し、二次仮置場、処理施設等へ運搬する前に、一定期間、分別及び保管する場所とする。

- (5) 二次仮置場は、災害廃棄物を中間処理（破碎、機械選別等）及び保管する場所とする。

- (6) 仮置場が不足する場合は、県及び他市町村と協議し、広域的な仮置場の設置を検討する。

2 必要面積の推計方法

仮置場の必要面積は、豊明市地域防災計画及び愛知県災害廃棄物処理計画において次のとおり示されている。

(1) 豊明市地域防災計画における災害廃棄物仮置き面積

仮置き面積（積み上げ高 5m、通路等の割合 50%で算定）
52,466 m²

※仮置き面積：①災害廃棄物発生量（体積）÷積み上げ高（5m）÷通路等の割合（50%）

①災害廃棄物発生量（体積）

=災害廃棄物発生量（t）÷比重（可燃物 0.55、不燃物 1.48）

(2) 愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物仮置場必要面積

保管面積	作業スペース	必要面積
13,088 m ²	8,725 m ²	10,907 m ²

※参考：尾張地域災害廃棄物対策担当者会議資料（平成 27 年 8 月 愛知県）

※必要面積の推計式：（①保管面積+②作業スペース）÷2

①保管面積＝発生量（重さ）÷比重（可燃物 0.55、不燃物 1.48）÷高さ（5m）

②作業スペース＝①保管面積×2/3

※災害廃棄物の発生と処理が同時進行するため、保管面積と作業スペース面積の 50%を必要面積とする

第3節 仮置場の運用計画

1 仮置場の受入条件

- (1) 受け入れる廃棄物は、地域住民により直接搬入される廃棄物、清掃事務所及び本市の収集運搬許可業者により搬入される廃棄物及び災害対策本部等から受入要請のあった廃棄物並びに本市の事業として災害により解体撤去した建物から発生した廃棄物とする。それ以外の廃棄物に関しては、その都度協議する。
- (2) 本市又は本市から管理の委任を受けた者の許可を得た上で、仮置場への搬入を認める。
- (3) 分別がされていない場合や分別が不十分な場合は搬入を認めず、再度分別を要請する。なお、発生現場が不明確な場合は搬入を認めない。

2 仮置場での保管及び搬入

- (1) 選別して搬入された廃棄物ごとに区分し、区域を定めて保管する。
なお、一次仮置場及び二次仮置場の配置例は、図3及び4のとおり。
- (2) 日報を作成し、搬入台数等を記録する。
- (3) 災害廃棄物の発生量等を考慮し、必要な人員、資機材等を配置する。
- (4) 入口及び場内に案内図を掲示するなど搬入車両の円滑な動きを誘導する。また、場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。
- (5) 円滑な導入を図るため、仮置場に車両誘導員を配置する。

図3 一次仮置場配置例

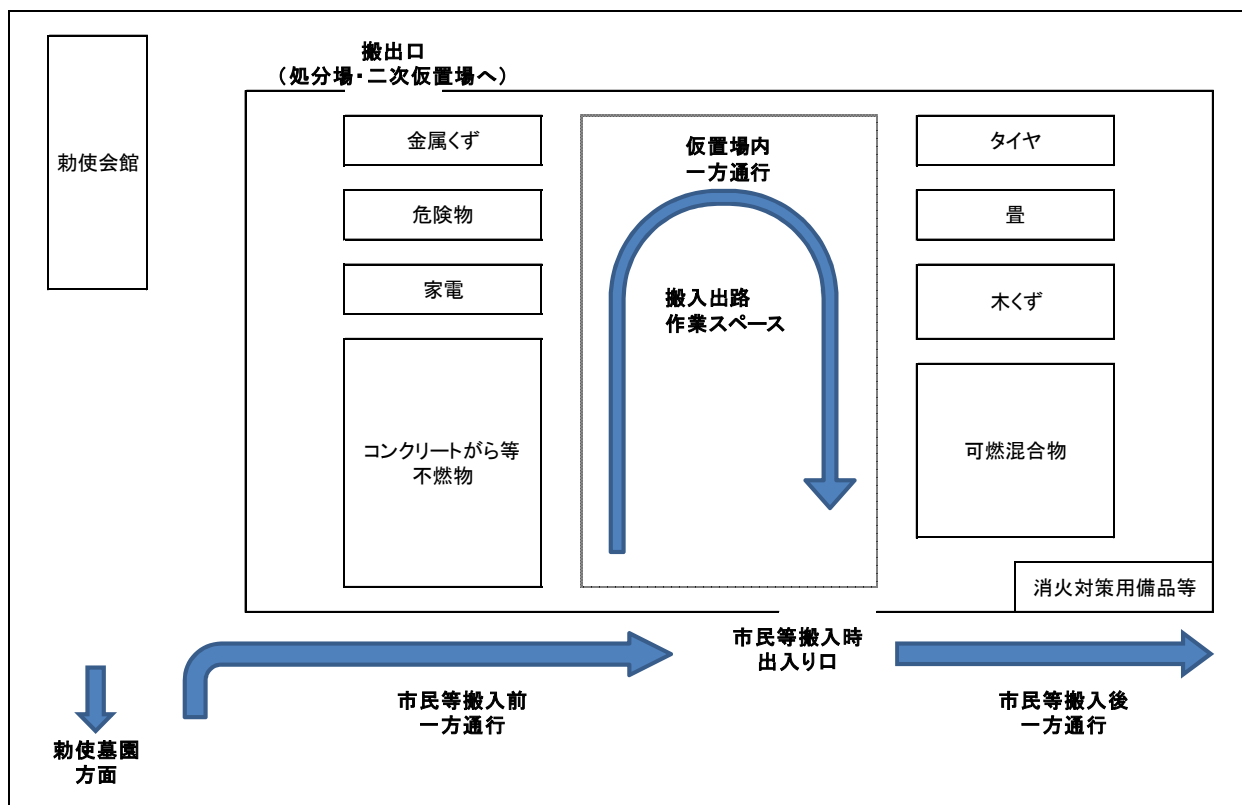
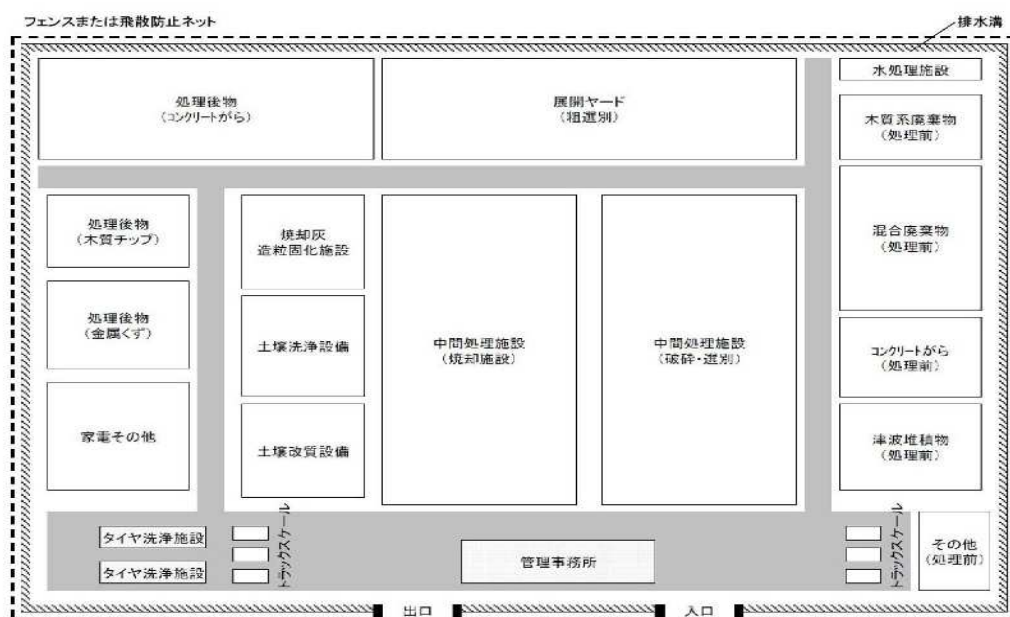


図4 二次仮置場配置イメージ



※出典：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）

3 仮置場での安全保管対策

(1) 安全管理

仮置場において作業を行う者は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。また、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴等を着用する。

(2) 路盤整備

仮置場の地面について、廃棄物保管場所の下に鉄板又はシートを設置し、土壤汚染や廃棄物と土の混合を防止する。

(3) 火災防止対策

火災防止対策は、次のとおりとする。

- ア 保管の高さ等 可燃性廃棄物（混合廃棄物を含む。）を保管の高さは、5m以下とし、他の保管区域との離隔距離は2m以上とする。
- イ 分別の徹底 カセットボンベ、スプレー缶、ガスボンベ、灯油缶（ストーブも含む。）、ライター、バイク等の燃料等を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物についての分別を徹底する。また、可燃性廃棄物に食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混在させない。

- ウ 仮置場の配置 家電、電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物、混合廃棄物等の保管場所を近接させない。
- エ 放熱・ガス抜き 数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行い、ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置する。（下部に砕石マウンドを設置している際は不可）
- オ モニタリング 仮置場の巡回監視を実施する。また、表層から1 m程度の深さの温度及び一酸化炭素濃度を測定する。
- カ 消火対策 消火栓、防火水槽、消火器等を設置する。
- キ その他 散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管の高さや分別の徹底を遵守する。

4 周辺環境対策

- (1) 仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼすことを防止するために、みだりに人が立ち入ることやがれきが飛散することがないように必要に応じ周辺にフェンスや飛散防止ネットの設置を行う。
- (2) 廃棄物の積み降ろし及び積み上げの際に粉じんの発生が著しい場合は、散水により粉じんの飛散を抑制する。また、降水時の排水への対応を行う。
- (3) 防疫対策として消毒剤の散布を行う。
- (4) 作業は、立地環境等に十分注意し、振動、騒音等による周辺への影響を考慮して、深夜及び早朝の作業は極力控える等の対策を図る。

5 風水害に係る留意点等

- (1) 仮置場ごとに風水害や土砂災害等への脆弱性を把握しておき、発災時に仮置場の選定において活用する。
- (2) 被災建物からの水没した家財道具等の濡れごみの搬出速度が速いため、速やかに仮置場を整備するとともに、分別方法や搬入方法を周知する。
- (3) 水分を含んだ畳等の水害廃棄物については、腐敗しやすく、発熱及び発火する可能性があるため、悪臭、害虫、火災等の二次災害への注意が必要であり、保管の高さ、保管方法、消臭及び消毒、監視体制等に配慮するとともに、早期に資源化や処理を行う。
- (4) 廃棄物が混入している泥は乾燥後飛散し苦情の原因となるため、住民が排出する場合は、土のう袋に詰めて排出するよう周知するとともに、仮置場での保管はフレコンバッグへの詰め替えやシートをかける等の対策を心がける。

第4節 災害廃棄物の処理

1 処理方針

- (1) 大規模な地震発生に伴い建築物の倒壊、破損、焼失、窓ガラス及び屋根瓦の落下、倒木等により災害廃棄物が大量に発生し、損壊家屋、事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリートがら、鉄筋等のがれきも大量に排出されるため、これらを速やかに被災地から収集運搬し、再利用、焼却、埋立て等の処理を行う必要がある。
- (2) 災害時の廃棄物の収集運搬及び処理については、本市による自己処理が原則となる。
- (3) 国庫補助に係る国の動向を踏まえ、国庫補助申請に係る県の担当者と連絡調整を図る。
- (4) 仮置場での分別の徹底及び民間の再資源化施設の活用により、災害廃棄物の再利用及び再資源化を可能な限り推進する。
- (5) 本市単独で対応できない場合には、国、県、他市町村、民間事業者等に対して協力を求め、早期復旧を図る。また、災害廃棄物を広域処理する協議会が設置された場合は、参加を検討する。

2 処理対策

(1) 可燃物

可燃物は、繊維類、紙、再資源化できない木くず、プラスチック等が混在した可燃性の廃棄物である。再資源化できない可燃物は焼却し、減量化を図る。その際、焼却能力の確保が重要な課題となるが、東部知多衛生組合の現有処理施設では、処理能力が不足する場合は、民間処理施設の利用や協定に基づく他市町村等への応援要請を行う。

(2) 不燃物

不燃物は、再資源化できないコンクリート、ガラス、陶磁器、瓦などが混在した不燃性の廃棄物である。再資源化が困難な不燃物は、破碎により減容した後に埋立処分を行う。

(3) 柱角材

柱角材には、柱、梁、壁材、洪水などによる流木等がある。柱角材は、チップ化することにより紙製原料、木質製品原料、燃料用チップ等として利用できるため、民間の再資源化業者を確保し、積極的に活用する。なお、民間の施設確保が困難な場合は、仮設処理施設（仮設焼却炉、破碎及び選別施設）を設置することなどを検討する。

(4) コンクリートがら

コンクリートがらには、コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなどがある。コンクリートがらは、路盤材、骨材、埋め戻し材等として利用できるため、民間の再資源化業者の確保を図る。民間の施設確保が困難な場合は、仮設処理施設を設置することなどを検討する。

(5) 金属くず

金属くずには、鉄骨や鉄筋、アルミ材などがある。金属くずは、金属再資源化業者に引取り依頼することを原則とし、依頼先業者の確保を図る。

(6) 分別土砂

災害により発生する土砂には、可燃物や不燃物と混合状態になった土砂等がある。土砂は、機械選別により分別し、復旧、復興事業等の公共工事における盛土材、埋戻し材等として活用することを検討する。

3 処理能力の確保

(1) 処理施設の能力

本市を含めた2市2町で構成する東部知多衛生組合の廃棄物処理施設の能力は、次のとおりである。

ア - 1 ごみ焼却施設（平成30年度末まで）

名 称	東部知多クリーンセンター	
所 在 地	知多郡東浦町大字森岡字葭野4-1	
施設規模	240 t / 日 (80 t / 24 h × 3 基)	
燃焼型式	全連続燃焼式	
焼却方式	ストーカ式焼却炉	
炉運転方式	運転時間	24時間連続運転
	受入供給	ピットアンドクレーン方式
	灰出し	ピットアンドクレーン方式
	通風設備	燃焼用：押込送風機 排出用：誘引送風機
面 積	建築面積：3,421.74 m ² 延床面積：6,595.35 m ²	
備 考	竣工年月：平成元年3月	

ア - 2 ごみ焼却施設（平成31年度から）

名 称	東部知多クリーンセンター	
所 在 地	知多郡東浦町大字森岡字葭野4 1	
施設規模	200 t / 日（100 t / 24 h × 2 炉）	
炉 形 式	シャフト炉式ガス化溶融炉	
設 備	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼ガス処理設備	廃熱全量ボイラ方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ方式 乾式脱塩化水素・硫黄酸化物式
	余熱利用設備	蒸気タービン発電 温水供給
備 考	竣工予定年月：平成31年3月	

イ スラグストックヤード

名 称	東部知多クリーンセンター	
所 在 地	知多郡東浦町大字森岡字葭野4 1	
施設規模	貯蔵量 1,545t（515t × 3 区画） 建築面積：630.06 m ² 延床面積：675.62 m ²	
備 考	竣工予定：令和3年度	

ウ 粗大ごみ処理施設（破砕）

名 称	東部知多クリーンセンター	
所 在 地	知多郡東浦町大字森岡字葭野4 1	
施設規模	破砕能力 30 t / 日（30 t × 5 h × 1 基）	
破砕方式	衝撃剪断併用横型回転式	
受入供給	ピットアンドクレーン方式	
破砕条件	投入ごみ最大寸法 巾 1,200 × 高さ 1,000 × 長さ 2,000mm 破砕寸法 150mm 以下	
備 考	竣工年月：平成元年3月	

エ 最終処分場

ごみの最終処分については、破碎不燃残渣を組合が整備し、大東最終処分場へ、焼却灰及び飛灰を県内の広域最終処分場及び民間の最終処分場へ搬入し埋立処理をしている。

名 称	大東最終処分場
所 在 地	大府市大東町五丁目 108 番地
処理対象物	一般廃棄物破碎不燃物
埋立容量	38,139 m ³
備 考	竣工年月：平成 27 年 3 月

オ 処理施設の状況報告

災害発生後、東部知多クリーンセンターの建物、焼却炉本体、ごみ投入設備、排ガス及び排水処理設備の損壊、電気系統及び揚水設備配管の損壊、最終処分場の地盤の変形及び遮水シートの損壊、その他付帯施設の損壊が認められる場合は、直ちに東部知多衛生組合から班長に報告を受け、経済建設部長を通じて災害対策本部に報告する。

カ 施設損壊時の処理体制

施設損壊の場合は、早急に復旧させる。稼動不能の場合は、他市町村等に処理について応援の要請をする。

(2) 民間の再利用及び再資源化施設の活用

再利用及び再資源化のために民間施設を使用することを想定し、民間再資源化施設に関する情報収集を行うとともに、災害時における活用について協力体制の整備を図る。

ア 柱角材等の処理施設

再生利用が可能な柱角材、木くず等については、木質チップ化等の民間再資源化施設にて再利用を検討する。

イ コンクリートがら等の処理施設

再生利用が可能なコンクリートがら、土砂等については、コンクリート再生砕石、分別土砂等に分別及び破碎し、民間再資源化施設にて再利用を検討する。

(3) 収集能力

平常時のごみ収集運搬等を行っている豊明市、委託業者及び許可業者が保有する収集車両等の台数は、表 2 のとおりである。

災害廃棄物は、災害発生後に一時的に発生量が数倍から数十倍に増加すると予想され、収集車両等の大幅な台数確保が必要となる。このため、豊明市の収集車両に加え、委託業者及び許可業者から調達して対応する。

また、委託業者及び許可業者の収集車両等で不足する場合は、協定に基づく応援などにより収集体制を確保する。

表 2 収集車両等の通常時稼働台数

令和 2 年 1 0 月 1 日時点

車種		豊明市	委託業者	許可業者
塵芥車	5 t 以上	0	1	0
	4 t 以上 5 t 未満	0	4	4
	2 t 以上 3 t 未満	2	7	3
	2 t 未満	0	1	1
小計		2	13	8
トラック (ダンプ)	2 t 以上 3 t 未満	0	0	3
	2 t 未満	0	0	3
小計		0	0	6
キャブオーバー	3 t 以上 4 t 未満	0	7	0
	2 t 以上 3 t 未満	2	2	1
	2 t 未満	1	0	10
小計		3	9	11
バン	2 t 未満	0	0	3
小計		0	0	3
合計台数		5	22	28
合計積載量		9.3	67.75	46.7

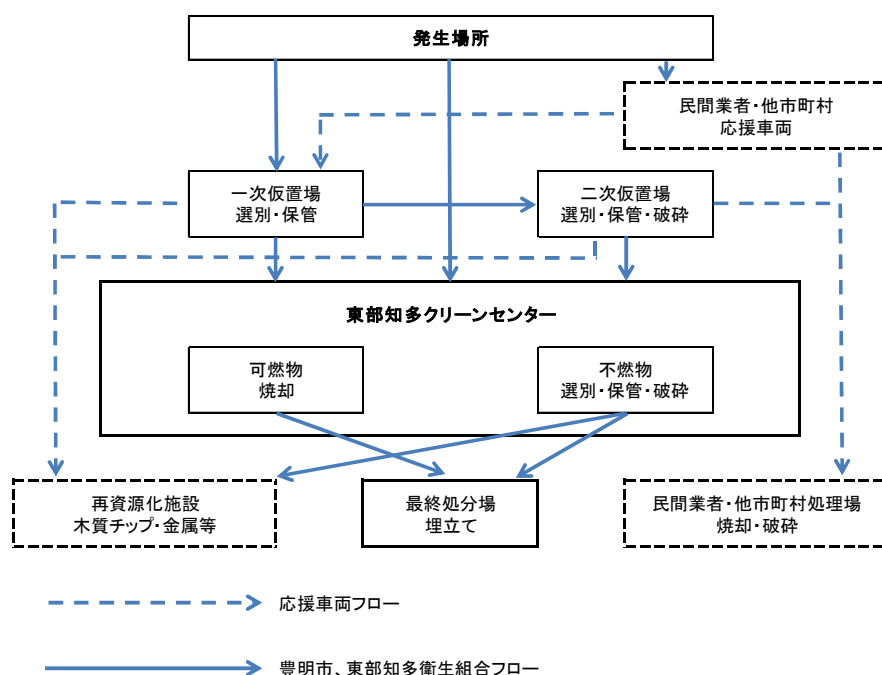
※許可業者は、リース等の車両を含む。

4 災害廃棄物の運搬ルート

豊明市地域防災計画において、緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保することとしているため、災害廃棄物の輸送ルートは、緊急輸送道路を優先して利用することとする。

災害廃棄物処理の流れについては、図5のとおり。

図5 災害廃棄物処理の流れ



5 水害廃棄物の処理

(1) 水害廃棄物（粗大ごみ等）の特徴

- ア 水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭及び汚水を発生する。
- イ 水分を含んで重量がある量、家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両では収集及び運搬が困難である。
- ウ 土砂が大量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
- エ スプレー缶、ガスボンベ等の発火しやすい廃棄物の混入及び量等の発酵による発熱及び発火の可能性があるため、収集及び保管には留意が必要である。
- オ 洪水により流されてきた流木等、平常時は市で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

- (2) 水害廃棄物（し尿等）の特徴
公衆衛生の確保の視点から、水没したくみ取り便所の便槽及び浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃及び周辺の消毒が必要となる。
- (3) 水害廃棄物の処理対策
前2号で示した水害廃棄物の特徴を考慮するとともに第2項の処理対策に沿って処理を行う。

第5節 生活ごみ等の処理

1 基本的事項

災害時においても、一般家庭から出る生活ごみは、平常時と同様に排出される。加えて、避難所が開設されることにより、避難した人の生活から排出される避難所ごみも適正に処理する必要がある。

生活ごみ及び避難所ごみについては、平常時の収集及び処理体制を基本とし、本市及び本市の委託業者が収集運搬を行い、次の方法で処理する。

- (1) 東部知多クリーンセンターで処理及び処分することを原則とする。
- (2) 施設損壊、停電、断水等により施設が稼働不能の場合には、その損壊の程度及び復旧の見通しを考慮し、一時保管又は他の市町村へ処理の要請をする。
- (3) 道路の不通、渋滞等により、収集効率が低下する地域がある場合は、排出場所及び排出日時の変更等を検討する。
- (4) 分別区分は、平常時と同様とする。ただし、災害発生直後の応急時は、その重要度を考慮して生ごみ等の可燃ごみの収集を優先的に行うため、不燃ごみ、資源は一時的に収集を休止し、各家庭及び避難所で一時保管の協力を要請することも検討する。
- (5) 事業系ごみは、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

2 収集体制

収集ルートは、平常時のルートを基本とし、道路の不通等により収集効率が低下することを考慮して、収集車を増やすこと、ルート前半と後半に分担して収集すること等の対応策を検討する。

また、避難所ごみの収集は、平常時のごみ処理ルートに組み込んで行う。

3 処理体制

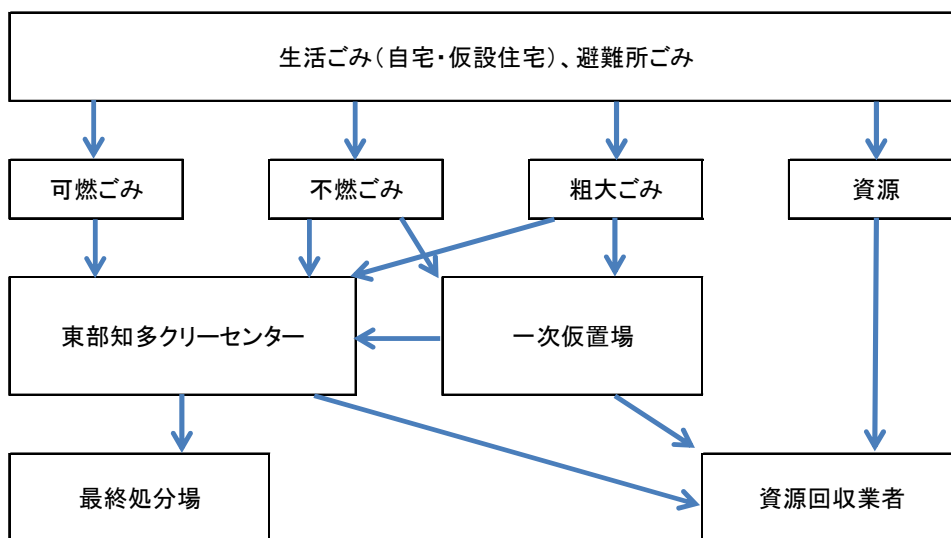
生活ごみ及び避難所ごみの処理体制は、基本的には平常時と同様とし、可

燃ごみは可能な限り保管せずに優先して焼却処理を行う。

また、災害廃棄物以外の粗大ごみは、平常時の収集及び処理体制を基本とし、東部知多クリーンセンターに直接搬入するか、市において収集を行う。

ただし、収集及び処理が困難な場合、受入れが困難な場合等は、収集を見送る又は一時的に仮置場で保管した後、東部知多クリーンセンターで順次処理する等の対応を検討する。(図6)

図6 生活ごみ及び避難所ごみの処理体制



第6節 適正処理が困難な廃棄物の処理

1 処理困難物

一般家庭から排出される処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適正な処理方法等を住民に広報するとともに、平常時と同様に販売店、専門業者等による引取りが可能な場合は、引取りを依頼する。

2 家電リサイクル法対象品及びパソコン

家電リサイクル法対象品及びパソコンの処理等については、次のとおりとする。

- (1) 被災した家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機）及びパソコンについては、分別が可能な場合は分別及び保管をし、リサイクルが可能かどうかについて判断をする。

- (2) リサイクルが可能なものについて、家電リサイクル法対象品については指定取引所に搬入をし、パソコンについては認定事業者又はパソコン3R推進協会へ引取りの依頼をする。また、リサイクルが見込めない場合は、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理を行う。

3 廃石綿が混入した災害廃棄物

廃石綿が混入した災害廃棄物についての処理等については、次のとおりとする。

(1) 被災場所及び保管場所における取扱い

- ア 吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着、混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により十分に湿潤化する。
- イ 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿又は廃石綿の疑いのあるものを除去等回収した場合にあっては、プラスチック袋を用いてこん包したうえで、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管及び運搬し、保管場所には廃石綿の保管場所である旨の表示をする。

(2) 処理

- ア 吹き付け石綿等の廃石綿又は廃石綿の疑いのあるものについては、適正に処理できる施設において処分を行う。
- イ 可燃物（木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。）については、排ガス処理設備、集じん機、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却する。
- ウ 石綿の付着又は混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、再資源化せず、焼却処分又は埋立処分を行い、埋立処分を行った場合は、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

4 感染性廃棄物

感染性廃棄物が混入した災害廃棄物の処理等については、次のとおりとする。

(1) 収集及び運搬

- ア 「感染性廃棄物」等と記されている容器又はバイオハザードマークのついた容器は、容器を破損しないような方法で収集し、そのまま保管場所へ運搬する。
- イ 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手などを傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック

袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。

(2) 保管

ア 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨を表示し、屋根のある建物内で保管をする。屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで底面を含んで覆う等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。

イ 他の廃棄物が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。

(3) 処理

感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理をする必要があるため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

5 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

PCB廃棄物（PCBを含む機器（変圧器、コンデンサー等））が混入した災害廃棄物の保管等については、次のとおりとする

(1) 判断

現場においてPCBの含有有無の判断がつかない場合は、PCB廃棄物とみなして分別を行う。

(2) 保管

ア 保管場所には、PCB廃棄物の保管場所である旨を表示し、屋根のある建物内で保管をする。屋内の保管場所が確保できない場合には、密閉性のある容器に収納し、防水性のビニールシートで底面を含んで覆う等、風雨にさらされず、PCB廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。

イ 他の廃棄物が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける、離れて保管する等の措置を講じる。

ウ 暖房などの発熱機器から十分離す等、PCB廃棄物が高温にさらされないための措置を講じる。

エ 地震等によりPCB廃棄物やその収納容器が落下、転倒などしないような措置を講じる。

6 太陽光発電設備

被災した太陽光発電設備の保管等については、次のとおりとする。

(1) 収集及び運搬

ア 災害により破損した太陽光発電設備は、廃棄物の処理及び清掃に関する

る法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき運搬する必要がある。

- イ 積み込みや運搬時等の感電防止のためには、荷台における太陽光電池モジュールの表面を下にするか、又は表面を段ボール、ブルーシート、遮光用シート等で覆い、発電しないように留意する。
- ウ 複数の太陽光電池モジュールがケーブルで繋がっている場合は、ケーブルのコネクタを抜き、ビニールテープなどを巻くこととし、その際にはゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。
- エ モジュール周辺の地面が湿っている場合やケーブルが切れている等、感電の可能性がある状態のものを見つけた場合は、不用意に近づかず、電気工事士、メーカー等の専門家の指示を受けることとし、降雨及び降雪時には極力作業を行わない等の対策によりリスクを低減させる。
- オ 積み込みや運搬時等における破損による怪我を防止するよう十分に注意し、破損に備えて保護帽、厚手の手袋（皮製等）、保護メガネ、作業着等を着用する等によりリスクを低減させる。
- カ ガラスが破損した太陽光モジュールは、雨水などの水濡れによって含有物質が流出するおそれや感電の危険性が高まるおそれがあるため、荷台をブルーシートで覆う、屋根付きトラックを用いて運搬する等の水濡れ防止策をとる。

(2) 保管

- ア 感電等の危険性があることや重金属が含まれていること、アルミフレーム等の資源が含まれていること等から、可能な限り分別保管する。
- イ 保管の際には、太陽光電池モジュールによる感電、怪我を防止するため、みだりに人が触れるのを防ぐための囲いを設け、張り紙等で注意を促す。
- ウ 感電、破損等による怪我及び水濡れを防止するため、前号カに規定する防止策を行い、土壌等の汚染が生じることがないように環境対策を実施する。

7 自動車

被災した自動車であって、外形上からその効用をなさない（自走不可能）状態にあると認められる自動車の処理方法は、次のとおりとする。

(1) 運搬

- ア 所有者等からの問合せに備え、移動を行う前の車両の状態を写真に残すなどしてリスト化する。
- イ 高電圧の蓄電池が搭載されている車両（電気自動車、ハイブリッド自

動車等)については、運搬に際しても絶縁道具及び保護具を着用し、高電圧配線の遮断をする。

(2) 保管

ア 被災自動車の処分には、原則として所有者等の意思確認が必要のため、所有者等による保管が可能な場合を除き、市が集めて保管する。

イ 生活環境保全上の支障が生ずるおそれのある自動車については、廃油及び廃液の抜き取り等を行う。

ウ 崩落防止の観点から、廃棄物処理法に基づく保管基準のとおり保管する。(表3)

エ 段積みして保管する場合は、バッテリーのショート及び発火を避ける観点から、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないように配慮する。

(3) 所有者の照会

ア 保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、所有者等を車種毎の問合せ先にリストを送付し問い合わせる。

イ 問合せ先への照会が困難な場合は、登録自動車については国土交通省自動車情報課へ、軽自動車については軽自動車検査協会本部に照会する。

ウ 被災による損壊等により車両ナンバーが外れている場合は、車検証が残っていないかを確認し、車検証に記載された車両ナンバー又は車台番号を確認の上、問い合わせる。

車種毎の問合せ先

車種	問合せ先	左記問合せ先への照会が困難な場合
登録自動車	国土交通省 (運輸支局等)	国土交通省 (自動車情報課)
軽自動車	軽自動車検査協会 (各地の事務所)	軽自動車検査協会 (本部)

(4) 引取業者への引き渡し

ア 保管された自動車の所有者等と連絡を取り、処分を委ねるか自ら引取るかについての意思を確認する。

イ 所有者が被災自動車を引取業者に引渡すことが原則だが、意思を確認した結果、処分を委ねられた場合は、当該自動車(使用済自動車)を引取業者に引き渡す事務を代行する。この場合において、資源価値として収入が生じた場合の当該収入に係る権利放棄の意思確認も行うこととす

- る。
- ウ 引渡す事務を代行する場合は、自動車重量税、自賠責保険料の還付が生じる可能性があるため、使用済自動車の処分及び処分後の抹消登録手続を行うことを承諾する文書及び引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者による記載とする。
- エ 所有者等と連絡が取れない場合は、公告を行う。公告を行った上で、所有者等と連絡が取れない場合は、市が使用済自動車を引取業者に引渡す。損壊が著しく車両ナンバー又は車台番号が判明しない場合についても同様とする。
- オ 市が、使用済自動車を引取業者に引渡す場合は、所有者等からの問合せに備え、引渡しを行う前の車両の状態を写真等によりリスト化する。
- (5) 引渡した自動車に関する情報提供
 事後の抹消登録手続等のため、引取業者に引き渡した使用済自動車に関する車両ナンバー、車台番号等の情報を、車種毎の問合せ先に提供する。
- (6) その他
 自走可能と考えられる自動車についても、必要に応じて保管場所へ運搬することとする。この場合においても、所有者の照会を行い、引渡しを求める場合は引渡すものとする。

表3 使用済自動車の保管基準

保管の高さ	屋外：囲いから3m以内は高さ3mまで。その内側は高さ4.5mまで。 ※ラックを設ける場合であって、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、適切に積み降ろしができるものにあつては、高さの制限はこの限りではない。
保管量	適正に保管できる数量
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・積み重ねて保管する場合は、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねる。 ・他の廃棄物を混入しない。 ・大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。

第7節 貴重品及び思い出の品の取扱い

位牌、アルバム、貴重品などの個人にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品）は、可能な限り所有者などに引渡す機会を設けるものとする。（表4）

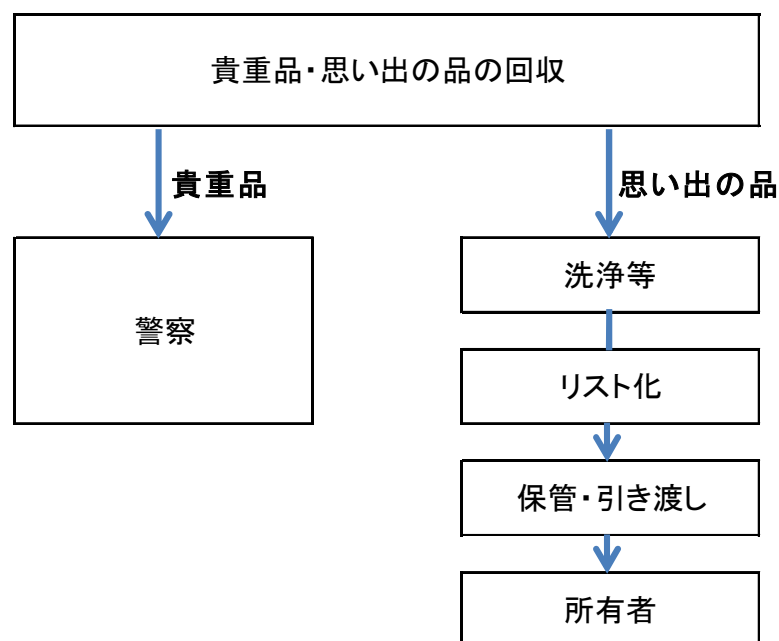
家屋撤去や解体時に貴重品や思い出の品を見つけたときは保管をし、図7に示すフローで返却の機会を提供する。ただし、住民自ら仮置場などに持ち込んだ廃棄物については、対象外とする。

回収した思い出の品は、災害ボランティア等と協力して、洗浄、分類及びリスト化（品目、発見場所等）を行い、管理リストを作成する。

表4 貴重品・思い出の品の例

種別	品目
貴重品	現金、株券、金券、商品券、古銭、貴金属
思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳

図7 貴重品・思い出の品の回収及び引渡しフロー



※出典：災害廃棄物対策指針

第8節 し尿の処理

1 し尿の発生場所

(1) くみ取り対象世帯

避難者を除くくみ取り対象世帯においては、平常時と同様にくみ取りが発生する。

(2) 避難所のトイレ

一時的に多くの人数を収容すること及び断水のおそれがあることを考慮すると、避難所の既存トイレでは処理しきれないため、避難者は避難所に設置した仮設トイレ及び簡易トイレを利用する。

なお、地震災害時の避難所におけるし尿の発生量並びに仮設トイレ及び簡易トイレ必要数は、豊明市地域防災計画において次のとおり示されている。

南海トラフ地震による避難所におけるし尿発生量等

災害発生からの日数	想定避難所生活者数	し尿排出量 (※1)	仮設トイレ必要数 (※2)	簡易トイレ必要数 (※3)	
				本体	替えパック
1日後	11,429人	19,429 ^{リットル}	146基	114セット	571セット/日
3日後	9,580人	16,286 ^{リットル}	122基	96セット	479セット/日
7日後	7,598人	12,917 ^{リットル}	97基	76セット	380セット/日
1ヵ月後	3,680人	6,256 ^{リットル}	47基	37セット	184セット/日

※1 1人1日当たり1.7リットルで算定

※2 1基当たり400^{リットル}、3日に1回の収集で算定

※3 本体は100人当たり1セット、替えパックは1日に20人当たり1セットで算定。なお、各避難所に簡易トイレ（ワンタッチトイレ等183セット、ワンタッチトイレ用替えパック230セット）を配備している。

(3) 上下水道の被災地区の仮設トイレ

上下水道の被災地区では、水洗トイレが使用できなくなるため、当該地区の住民は、仮設トイレ等を利用する。

2 し尿処理対策

- (1) 災害時のくみ取り対象世帯のし尿の収集及び処理については、平常時の収集及び処理体制を基本とし、委託業者が収集を行い、東部知多浄化センターで処理を行う。
- (2) 災害対策として設置した仮設トイレからのし尿収集及び処理は、委託業者が収集し、東部知多浄化センターで処理を行う。
- (3) 災害による損壊等で東部知多浄化センターでの処理が行えない場合及び処理能力が不足する場合は、他の市町村に応援を要請する。
- (4) 仮設トイレの設置による収集業務の増大等により、収集に支障をきたす場合は、他市町村の委託業者及び許可業者に人員、収集車の調達等の応援を要請する。
- (5) 平常時より家庭（特に集合住宅等）、事業所等に対して、大規模災害時における水洗トイレの使用中止措置及び凝固型非常用トイレの備蓄（最低7日分以上）を啓発する。
- (6) し尿収集が停滞等した際には、固液分離方式災害用トイレや自己処理型トイレの使用を検討する。
- (7) 下水道の被災リスクが低い地区については、マンホールトイレ等の活用を検討する。
- (8) 簡易トイレ及び凝固型非常用トイレについては、可燃ごみとして処理を行い、自己処理型トイレから生じる汚泥等については、適切に処理を行うこととする。

3 し尿処理能力の確保

(1) 処理施設の能力

本市を含めた2市2町で構成する東部知多衛生組合のし尿処理施設の能力は次のとおりである。

名称	東部知多浄化センター
所在地	知多郡東浦町大字森岡字三洲道 41 番地
施設規模及び形式	処理能力 200k1/日（し尿 45k1/日、浄化槽汚泥 155k1/日） 処理方式 生物処理＋下水道放流方式 敷地面積 15,509.63 m ²
備考	竣工年月 平成9年3月

(2) 施設の点検

災害発生後、東部知多浄化センターの建物、希釈設備、貯留槽及び

ポンプの損壊、電気系統、揚水設備及び配管の損壊、その他付帯設備の損壊が認められる場合は、直ちに東部知多衛生組合から班長又は総務担当に報告を受け、経済建設部長を通じて災害対策本部に報告する。

(3) 東部知多浄化センターにおける処理能力が不足する場合、設備の損壊により処理が出来ない場合等は、近隣自治体、民間施設等に応援を要請することを検討する。

(4) 収集能力

委託業者及び許可業者が所有し、平常時にし尿収集業務及び浄化槽清掃業務を行っている車両数は、次のとおりである。

し尿収集及び浄化槽清掃車両の稼働台数と積載量

令和2年10月1日時点

車種		委託業者	許可業者
糞尿車 (バキューム車)	5 t 以上	1 台	4 台
	3 t 以上 4 t 未満	2 台	5 台
	2 t 以上 3 t 未満	0 台	4 台
	2 t 未満	0 台	1 台
合計台数		3 台	14 台
合計積載量		16.7 t	70.71 t

第4章 広報

第1節 情報の収集

各担当は、豊明市地域防災計画の事務分掌に基づく業務に関する被災状況等を調査し、班長に報告する。班長は、各担当からの報告を取りまとめ、経済建設部長を通じて災害対策本部に報告するとともに、次の事項について災害対策本部より情報収集する。

- (1) 公共施設、機材及び職員の被害状況
- (2) 道路、建物等の被災状況
- (3) 収集区域の被災状況
- (4) 避難所の設置状況
- (5) 燃料、備蓄品等の確保状況
- (6) 災害廃棄物の発生状況
- (7) くみ取り便槽、浄化槽及び下水道の被害状況

第2節 住民への広報

災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する情報を関係者及び住民に周知するため、本部班及び情報班と協力して広報を実施する。

- (1) 主な広報手段
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ ケーブルテレビへの放送要請（CCNetの協力等）
 - ウ インターネットWebサイトへの掲示（市のWebサイト等）
 - エ インターネットポータルサイトサーバ運営事業者（※）のサイトへの掲示板
 - オ ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - カ 携帯電話（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール等）による情報提供
 - キ 広報誌（広報とよあけ災害情報等）の配布等
 - ク 広報車の巡回放送
 - ケ 掲示板への貼紙（指定避難所等）
 - コ その他広報手段（航空機による放送等）

※ 災害対策基本法第57条の規定により緊急を要する場合、県又は市が当該事業者に対してインターネットを利用した情報提供を要求できる。

(2) 広報内容

- ア 災害廃棄物、生活ごみ等の排出方法
- イ 収集場所、収集日時等の変更
- ウ 処理困難物等の排出方法
- エ 災害廃棄物の処理体制及び処理方法
- オ 仮置場の設置場所及び設置状況
- カ 不法投棄及び野焼きの禁止
- キ 仮設トイレの設置場所及び設置状況
- ク 仮設トイレ及び簡易トイレの使用方法、使用上の注意等
- ケ くみ取り便槽及び浄化槽の維持管理、使用上の注意等

(3) 広報の留意点

- ア 緊急かつ重要な情報については、即報手段（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール、豊明市災害情報ブログ、テレビ・ラジオ放送、広報車による巡回放送）を活用するとともに、緊急度や重要度が伝わるように実施する。
- イ 災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

資料（災害廃棄物処理等に関する協定書）

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- （1） 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- （2） 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- （3） その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- （1） 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- （2） 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- （3） 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- （4） 応援の場所及び期間
- （5） 連絡責任者
- （6） その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない

限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事

名古屋市長

豊橋市長

岡崎市長

一宮市長

瀬戸市長

愛知県流域下水道管理者

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者岡崎市長

岡崎市公共下水道管理者

一宮市水道事業等管理者

瀬戸市公共下水道管理者

半田市市長	半田市公共下水道管理者
春日井市長	春日井市公共下水道管理者
豊川市長	豊川市公共下水道管理者
津島市長	津島市下水道事業
碧南市長	碧南市公共下水道管理者
刈谷市長	刈谷市公共下水道管理者
豊田市長	豊田市事業管理者
安城市市長	安城市公共下水道管理者
西尾市長	西尾市公共下水道管理者
蒲郡市長	蒲郡市公共下水道管理者
犬山市市長	犬山市公共下水道管理者
常滑市長	常滑市公共下水道管理者
江南市長	江南市公共下水道管理者
小牧市長	小牧市公共下水道管理者
稲沢市長	稲沢市公共下水道管理者
新城市市長	新城市公共下水道管理者
東海市市長	東海市公共下水道管理者
大府市長	大府市公共下水道管理者
知多市長	知多市公共下水道管理者
知立市長	知立市公共下水道管理者
尾張旭市長	尾張旭市公共下水道管理者
高浜市長	高浜市公共下水道管理者
岩倉市長	岩倉市公共下水道管理者
豊明市長	豊明市公共下水道管理者
日進市長	日進市公共下水道管理者
田原市長	田原市公共下水道管理者
愛西市市長	愛西市公共下水道管理者
清須市長	清須市公共下水道管理者
北名古屋市長	北名古屋市公共下水道管理者
弥富市長	弥富市公共下水道管理者
みよし市長	みよし市公共下水道管理者

あま市長	あま市公共下水道管理者
長久手市長	長久手市公共下水道管理者
東郷町長	東郷町公共下水道管理者
豊山町長	豊山町公共下水道管理者
大口町長	大口町公共下水道管理者
扶桑町長	扶桑町公共下水道管理者
大治町長	大治町公共下水道管理者
蟹江町長	蟹江町公共下水道管理者
飛島村長	
阿久比町長	阿久比町公共下水道管理者
東浦町長	東浦町公共下水道管理者
南知多町長	
美浜町長	
武豊町長	武豊町公共下水道管理者
幸田町長	幸田町公共下水道管理者
設楽町長	
東栄町長	東栄町公共下水道管理者
豊根村長	
愛北広域事務組合管理者	中部知多衛生組合管理者
東部知多衛生組合管理者	衣浦衛生組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者	蒲郡市幸田町衛生組合管理者
逢妻衛生処理組合管理者	西知多医療厚生組合管理者
尾張東部衛生組合管理者	海部地区環境事務組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者	知多南部衛生組合管理者
尾張旭市長久手市衛生組合管理者	刈谷知立環境組合管理者
江南丹羽環境管理組合管理者	北設広域事務組合管理者
北名古屋衛生組合管理者	尾三衛生組合管理者
日東衛生組合管理者	五条広域事務組合管理者
知多南部広域環境組合管理者	

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

豊明市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊明市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1） 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （2） 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- （3） 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に

連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
 - (2) 災害廃棄物処理の場所
 - (3) 災害廃棄物処理の内容
 - (4) 災害廃棄物処理の期間
 - (5) その他必要な事項
- (情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。
 - (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
 - (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等

(4) 災害廃棄物処理に従事した期間

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成25年10月25日

甲 豊明市新田町子持松1番地1

豊明市

代表者 豊明市長

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長

様式第 1 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 様

豊明市長



災害時における廃棄物の処理等に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当：豊明市経済建設部環境課 電話 0562-92-1113)

様式第 2 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

豊明市長 様

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

会長 ㊟

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物処 理に従事した 要員、車両及 び資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

(担当者 役職： 氏名： 電話)

豊明市地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 豊明市(以下「甲」という。)はトヨタケユニティ株式会社(以下「乙」という。)との一般廃棄物(ごみ・し尿)収集運搬業務委託期間中の風水害や地震等の大規模災害(以下「地震等大規模災害」という。)時における災害廃棄物の撤去及び収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

2 この協定は、豊明市において地震等大規模災害が発生した場合、「豊明市地域防災計画」に基づき実施する災害廃棄物の撤去及び収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害の発生により一時的に大量に発生する破損又は汚損した生活用品(家具・布団・食器・生活家電等)の廃棄物及び、し尿・浄化槽汚泥とする。

(協力要請)

第3条 甲は、一般廃棄物(ごみ・し尿)の収集・運搬委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集運搬に関し、乙に支援協力を要請するものとする。

(災害廃棄物の収集運搬等の実施)

第4条 甲は災害廃棄物の仮置場を確保する。また、住民に対し仮置場の位置、分別の徹底、持ち込み可能品目等を広報にて周知するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、必要な人員、車両、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の仮置場での撤去及び収集運搬に可能な限り協力するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の撤去及び収集運搬に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の撤去及び収集運搬に円滑な協力が得られるように、被災、復旧状態等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の撤去及び収集運搬の進捗状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去及び収集運搬を実施したときは、文書で甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施する災害廃棄物の撤去及び収集運搬については、原則、無償で実施するものとする。ただし、当該事業に係る資機材及び労力等に要した費用が相当額になるときは、その費用の負担について、乙と甲で協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 甲は、この協定に基づき、災害廃棄物ごみの収集運搬の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年豊明市条例第84号）第2章損害補償に定める額を限度に補償するものとする。

2 甲は、当該業務の活動が原因で、使用が不能になった、又は故障した資機材について補償するものとする。この場合において、補償額は、社団法人全国市有物件災害共済会より支払われる自動車損害共済及び建物総合損害共済に定める災害共済金の額を限度とする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては豊明市経済建設部環境課、乙においてはトヨタケユニティ株式会社とする。

(状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の撤去及び収集運搬が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を定期的に甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に臨時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成25年5月30日

甲 豊明市長

乙 トヨタケユニティ株式会社
代表取締役

豊明市地震等大規模災害時の仮置場における分別指導等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 豊明市（以下「甲」という。）は株式会社中西（以下「乙」という。）との資源回収運搬業務委託及び資源処分業務委託期間中の地震や風水害等の大規模災害（以下「地震等大規模災害」という。）時における災害廃棄物の撤去及び収集運搬並びに仮置場における分別指導（以下「災害廃棄物処理等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

2 この協定は、豊明市において地震等大規模災害が発生した場合、豊明市地域防災計画及び豊明市災害廃棄物処理計画に基づき実施する災害廃棄物処理等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において災害廃棄物とは、地震等大規模災害の発生により一時的に大量に発生するものであって、豊明市災害廃棄物処理計画第1章第4節第1号から第4号までに規定するものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、資源回収運搬業務委託及び資源処分業務委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物処理等に関し、乙に支援協力を要請するものとする。

(災害廃棄物の収集運搬等の実施)

第4条 甲は災害廃棄物の仮置場を確保する。また、住民に対し仮置場の位置、分別の徹底、持ち込み可能品目等を豊明市災害廃棄物処理計画第4章第2節に規定する方法で周知するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、必要な人員、車両、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な限り協力するものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、被災、復旧状態等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等の進捗状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物処理等を実施したときは、文書で甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施する災害廃棄物処理等については、原則、無償で実施するものとする。ただし、当該事業に係る資機材及び労力等に要した費用が相当額になるときは、その費用の負担について、乙と甲で協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 甲は、この協定に基づき、災害廃棄物処理等の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年豊明市条例第84号）第2章損害補償に定める額を限度に補償するものとする。

2 甲は、当該業務の活動が原因で、使用が不能になった、又は故障した資機材について補償するものとする。この場合において、補償額は、社団法人全国市有物件災害共済会より支払われる自動車損害共済及び建物総合損害共済に定める災害共済金の額を限度とする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては豊明市経済建設部環境課、乙においては株式会社中西とする。

(状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物処理等が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を定期的に甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に臨時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和2年3月3日

豊明市新田町子持松1番地1

甲 豊明市

豊明市長



豊明市栄町高根103

乙 株式会社中西

代表取締役



災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 豊明市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、豊明市内において地震及び風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について次のとおり協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対して、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 避難所における鼠族及び衛生害虫等の駆除活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

2 甲は、乙に対し、防疫活動の実施の協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

(協力)

第3条 乙は、甲から防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両及び労力の提供等を可能な限り行うものとする。

2 乙は、防疫活動の実施について協力するときは、防疫活動に従事する者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

3 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動の実施場所に甲の職員がいない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

(会員名簿の作成等)

第4条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿に変更が生じたときは速やかに変更後の会員名簿を甲に提出しなければならない。

(活動の実施報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施

報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が防疫活動の実施に要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払い方法）

第7条 甲は、第5条の規定により防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

（個人情報保護）

第8条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

（平時からの連携）

第9条 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月3日

豊明市新田町子持松1番地1

甲 豊明市

豊明市長

印

名古屋市中村区亀島二丁目1番1号 清正公街2階

乙 公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会

会長

印

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会会長 様

豊明市長

印

防疫活動協力要請書

災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害発生状況等

- (1) 日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分
- (2) 発生場所
- (3) 災害状況

2 要請日時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

豊明市長 様

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会 長

防疫活動実績報告書

災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、実施した防疫活動について、次のとおり報告します。

1 活動日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から
年 月 日（ ） 午前・午後 時 分まで

2 活動場所

3 活動内容及び活動人員の数

4 使用資材

備考

豊明市災害廃棄物処理計画

平成31年3月策定

(令和2年10月改定)

豊明市経済建設部環境課